

女性と年金

～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

法学からみた3号被保険者問題

熊本大学 倉田 賀世

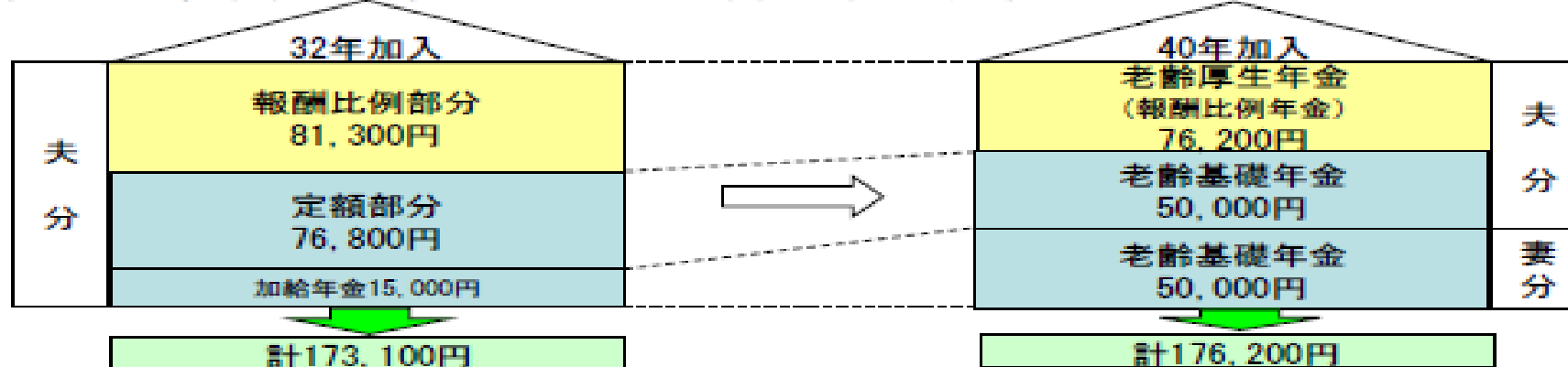
公的年金保険制度における3号被保険者創設の意義

(典拠 平成26年11月4日厚生労働省社会保障審議会年金部会資料)

(1) 第3号被保険者制度の導入経緯

- 国民年金制度発足時(昭和36年)は、厚生年金が世帯単位の給付設計(夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計)となっていたことを踏まえ、厚生年金など被用者年金の被保険者の妻(サラリーマン世帯の専業主婦)については、国民年金の強制適用の対象とはせず、ただし、任意には加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、さらに、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。
- 昭和60年の年金改正において、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにした。その際、第3号被保険者については、健康保険において被扶養配偶者は自ら保険料を負担せず医療保険給付を受けているのと同様に、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。
- また、年金の給付水準については、夫の1人分の年金水準ではなく、妻の基礎年金を含めた夫婦2人分の年金水準について、現役時代の所得とのバランスが取れるように設定していくこととなった。

<基礎年金導入による標準年金額の変化のイメージ(昭和61年→成熟時)>



3号被保険者制度創設に対する評価

1, 法学的見地に基づくもの

- (1) 「基礎年金の個人単位化」である (堀 (2013))
- (2) 実態的には「2号被保険者の年金受給権の一部 (配偶者加算分) の法定分割制度である」
(岩村 (2005))

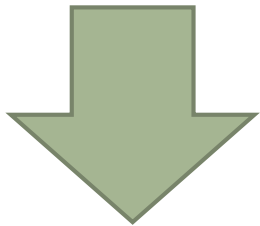
2, 経済学的見地に基づくもの

- (1)
「共働き世帯、および単身者の抛出に対する反対給付を20年かけて明らかに徐々に下げる改正でもあり、抛出・反対給付原理を弱め、「第3号被保険者が世帯にいるかどうか」で負担に対する給付を大きく変える改正でもあった」 (永瀬 (2003))

- 85年改正の第一義的目的 = 被用者年金と国民年金の間での財政調整



- 3号被保険者制度の創設は、被用者の被扶養配偶者を公的年金保険制上、いかに位置づけるかについての一つの政策選択の結果にすぎない。



- 3号被保険者制度は年金保険制度上、所与の前提ではないゆえに、その合理性が常に問われ続けられるべきものであることになる。

「世帯単位」と「個人単位」から見る合理性

年金保険制度における「世帯単位」構成要素例

- (1) 高齢夫婦世帯を念頭に置いた基礎年金の給付水準
- (2) 生計維持要件を介した給付の可否(遺族年金)、加算(障害年金(ex, 国年37条の2, 33条の2))
- (3) 1号被保険者にかかる世帯主の保険料連帯納付義務、保険料免除(国年89条2項、90条の2)

「世帯単位」構成をとる事の合理性

- ・「社会通念上、生計の単位と考えられている「世帯」を基礎に年金給付水準を設定することは合理的である」
- ・事業主と被保険者の双方に保険料負担を課し事業主に保険料徴収義務を課す被用者保険においては

「被保険者の家族・世帯員に同じ制度の保護の網をかけるとすれば、生計維持要件・生計同一要件によって被保険者とその家族、世帯員を結合させるのが合理的である。なぜなら生計維持関係等によって家族・世帯員を被保険者と結びつける以上、被保険者のそうした家族・世帯の生計状況に鑑みれば保険料負担能力を持つのは被保険者と考えるのが合理的であるし、事業主とはなんら直接的に法的関係にない被扶養者について、被保険者とは別個の保険料を事業主に徴収させることは妥当性を欠くからである」 (岩村(2005))

「世帯単位」設計の合理性は、あらゆる国民の老後の基礎的な所得保障ニーズを保障するという公的年金制度の趣旨からすれば、家族形態が多様化し、男性片働き世帯が相対的に減少したことをもって直ちに失われるものではない。

しかし

このことをもって、法律学上「3号被保険者制度」から生じ得る問題を是正する必要性が完全に否定されているわけではない。

法律学においても

社会保険原理とは別の「性別役割分担を前提とする法制を縮小していくべき」という観点から「被扶養配偶者という地位に結びついた生活保障ではない形で」基礎的な「生活保障が確実に担保される」仕組みを検討することへの言及がされている（笠木（2014））。

3号被保険者制度の個人単位化に伴う課題

- 個人単位化の貫徹により3号被保険者にも相応の保険料拠出を求める場合、保険料負担能力のない3号については実態的には配偶者の負担能力に着目せざるを得ず、世帯単位的な取り扱いが存続することになる。
- 保険料徴収に際して使用関係のない事業主が3号から保険料徴収をすることはできないため、現在の1号と同様の保険料徴収方法をとることになった場合、徴収のための行政コストの増加、未納者の増加といった問題が生じる可能性がある。
- 「世帯単位」の制度設計は年金保険制度に限らず、医療保険制度においても用いられていることから、年金保険制度においてより一層個人単位化を推進する場合、社会保障制度全体の中での整合性をいかに図るかという点についても検討が必要になる。

参考文献リスト

- 岩村正彦「社会保障における世帯と個人」岩村正彦, 大村敦志編『個を支えるもの融ける境超える法』(東京大学出版会 2005年)261-286頁。
- 笠木映里「社会保障における「個人」・「個人の選択」の位置づけ」荒木尚志編『岩波講座現代法の動態第3巻 社会変化と法』(岩波書店 2014年)187-209頁。
- 倉田賀世「3号被保険者制度廃止・縮小論の再検討」日本労働研究雑誌605号(2010年)44-53頁。
- 永瀬伸子「女性と年金権の問題」季刊・社会保障研究39号(2003年)83-96頁。
- 堀勝洋『年金保険法 基本理論と解釈・判例 第3版』(法律文化社 2013年)